

第398回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和5年12月8日(金)
14:00~15:30

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) 第一種区画漁業(藻類養殖業を除く)、共同漁業、定置漁業の被免許者の決定について(諮問)
- (2) まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (3) 愛媛・広島・岡山連合海区漁業調整委員会委員の選出について(協議)
- (4) 令和5年度連合海区漁業調整委員会の開催について(協議)
- (5) 資源管理の状況等の報告(共同漁業権、定置漁業権)について(報告)
- (6) 第二種共同漁業権漁場に係る入漁権の設定に関する裁定について(報告)
- (7) その他

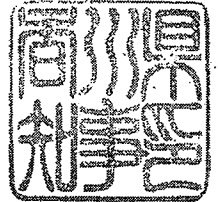
5 その他

5 水産第 182770 号

令和 5 年 12 月 6 日

香川海区漁業調整委員会
会 長 北尾 登史郎 様

香川県知事 池 田 豊 人



第一種区画漁業（藻類養殖業を除く）、共同漁業、定置漁業
の被免許者の決定について（諮問）

令和 5 年 6 月 30 日付け海区漁場公示第 1 号をもって海区漁場計画を公示したところ、別紙一覧表のとおり免許申請があったので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 70 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

第一種共同漁業（あわび・なまこ・あさり等漁業）

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第1号	共第1号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第一種共同漁業	もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 うに漁業 なまこ漁業	もずく:3月1日から6月30日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先
共第2号	共第2号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第一種共同漁業	もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 うに漁業 なまこ漁業	もずく:3月1日から6月30日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	東かがわ市松島地先
共第3号	共第3号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第一種共同漁業	もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 うに漁業 なまこ漁業	もずく:3月1日から6月30日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	東かがわ市通念島地先
共第4号	共第4号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第一種共同漁業	もずく漁業 あわび漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 うに漁業 なまこ漁業	もずく:3月1日から6月30日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	東かがわ市毛無島地先
共第5号	共第5号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松2251-2	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	東かがわ市鹿浦越崎地先
共第6号	共第6号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松2251-2	第一種共同漁業	なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで	東かがわ市松西地先
共第7号	共第7号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松2251-2	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	東かがわ市須賀地先
共第8号	共第8号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松2251-2	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	東かがわ市須賀西地先
共第9号	共第9号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松2251-2	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 あさり漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	東かがわ市丹生角ヶ鼻地先
共第10号	共第10号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402-22	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業	いわがき:4月1日から11月30日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町鶴羽頭白岩地先
共第11号	共第11号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402-22	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業	いわがき:4月1日から11月30日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町鶴羽地先
共第12号	共第12号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402-22	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業	いわがき:4月1日から11月30日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町津田地先
共第13号	共第13号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402-22	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業	いわがき:4月1日から11月30日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町ノカベ岩地先
共第14号	共第14号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402-22	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業	いわがき:4月1日から11月30日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町鷹島地先
共第15号	共第15号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402-22	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 いわがき漁業 なまこ漁業	いわがき:4月1日から11月30日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町バク岩地先
共第16号	共第16号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386-8	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	さぬき市小田釜居谷・本小田地先
共第17号	共第17号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386-8	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	さぬき市小田西浜・興津地先

第一種共同漁業（あわび・なまこ・あさり等漁業）

免許番号	公示中の番号	漁業者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第18号	共第18号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386-8	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	さぬき市小田大串地先
共第19号	共第19号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374-30	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市白方漁港東地先
共第20号	共第20号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374-30	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	鴨庄地先
共第21号	共第21号	牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	高松市牟礼町地先
共第22号	共第22号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで てんぐさ:5月1日から8月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市庵治町篠尾地先
共第23号	共第23号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで てんぐさ:5月1日から8月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市庵治町高島地先
共第24号	共第24号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで てんぐさ:5月1日から8月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市庵治町北部地先
共第25号	共第25号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで てんぐさ:5月1日から8月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市庵治町稲毛島地先
共第26号	共第26号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで てんぐさ:5月1日から8月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市庵治町兜島・鑑島地先
共第27号	共第27号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで てんぐさ:5月1日から8月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市庵治町大島地先
共第28号	共第28号	代表 庵治漁業協同組合 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合	高松市庵治町6377-1 さぬき市志度5386-8 高松市牟礼町原359	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	さぬき市志度から高松市庵治町太鼓鼻に至る地先
共第29号	共第29号	代表 庵治漁業協同組合 屋島漁業協同組合	高松市庵治町6377-1 高松市屋島西町440番地16	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで てんぐさ:5月1日から8月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	屋島湾地先
共第30号	共第30号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町伝法川尻及び余島地先
共第31号	共第31号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町土庄地先
共第32号	共第32号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町アワラ島地先
共第33号	共第33号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町大部地先

第一種共同漁業（あわび・なまこ・あさり等漁業）

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第34号	共第34号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町豊島家浦北地先
共第35号	共第35号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町豊島家浦西地先
共第36号	共第36号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町豊島家浦南地先
共第37号	共第37号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町豊島甲生地先
共第38号	共第38号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1-4	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町伊喜末・赤ソワイ・小江・沖之島・葛島・長浜地先
共第39号	共第39号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1-4	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町千振島・イチノソワイ・中ノソワイ・白石地先
共第40号	共第40号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1-4	第一種共同漁業	わかめ漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町小豊島地先
共第41号	共第41号	北浦漁業協同組合	小豆郡土庄町見日甲1726-72	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町北浦地先
共第42号	共第42号	唐櫃漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐櫃2610-2	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町豊島唐櫃地先
共第43号	共第43号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町吉田地先
共第44号	共第44号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町吉田から岩谷に至る地先
共第45号	共第45号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町橋地先
共第46号	共第46号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町坂手から西村に至る地先
共第47号	共第47号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで	小豆郡小豆島町坂手大手城地先
共第48号	共第48号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町福部島地先
共第49号	共第49号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	その他:1月1日から12月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野・池田・蒲生地先
共第50号	共第50号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町池田地先

第一種共同漁業（あわび・なまこ・あさり等漁業）

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第51号	共第51号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市女木町瀬戸地先
共第52号	共第52号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市女木町東部地先
共第53号	共第53号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市女木町岳下地先
共第54号	共第54号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市男木町東部地先
共第55号	共第55号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市男木町南部地先
共第56号	共第56号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市男木町北西部地先
共第57号	共第57号	代表 香西漁業協同組合	高松市香西本町108-22	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市大槌島地先
		高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸調48-16				
		下笠居漁業協同組合	高松市亀水町272番地				
		坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号				
共第58号	共第58号	代表 香西漁業協同組合	高松市香西本町108-22	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市小槌島地先
		高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸調48-16				
		下笠居漁業協同組合	高松市亀水町272番地				
		坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号				
共第59号	共第59号	直島漁業協同組合	香川県直島町834-5	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	香川県直島町尾高島及び角崎地先
共第60号	共第60号	直島漁業協同組合	香川県直島町834-5	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	香川県直島町井島南部地先
共第61号	共第61号	直島漁業協同組合	香川県直島町834-5	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	香川県直島町井島西部地先
共第62号	共第62号	直島漁業協同組合	香川県直島町834-5	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	香川県直島町京ノ上臈島地先
共第63号	共第63号	直島漁業協同組合	香川県直島町834-5	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	香川県直島町荒神島西部地先
共第64号	共第64号	直島漁業協同組合	香川県直島町834-5	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	香川県直島町向島南東部地先
共第65号	共第65号	直島漁業協同組合	香川県直島町834-5	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	香川県直島町安野島地先
共第66号	共第66号	高松市漁業協同組合連合会	高松市瀬戸内町48-16	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市屋島西側地先
共第67号	共第67号	高松市漁業協同組合連合会	高松市瀬戸内町48-16	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市サンポートから香西本町に至る地先
共第68号	共第68号	高松市漁業協同組合連合会	高松市瀬戸内町48-16	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から翌年3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	高松市香西北町から亀水町に至る地先

第一種共同漁業（あわび・なまこ・あさり等漁業）

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第69号	共第69号	代表 坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市地先
		松山漁業協同組合	坂出市大屋富町1760番地				
共第70号	共第70号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市瀬居町地先
共第71号	共第71号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市沙弥島地先
共第72号	共第72号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市小瀬居島地先
共第73号	共第73号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市三ツ子島・北備讃瀬戸大橋4A地先
共第74号	共第74号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市小与島地先
共第75号	共第75号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市与島・鍋島・羽佐島・メカリ石地先
共第76号	共第76号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市岩黒地先
共第77号	共第77号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市室木島地先
共第78号	共第78号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市大裸島・小裸島地先
共第79号	共第79号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	坂出市櫃石・歩渡島・鳴瀬地先
共第80号	共第80号	代表 与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	吉田護岸地先
		宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町2708番地				
共第81号	共第81号	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町2708番地	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	綾歌郡宇多津町大東川尻地先

第一種共同漁業（あわび・なまこ・あさり等漁業）

免許番号	公示中の番号	漁業者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第82号	共第82号	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町2708番地	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで あわび:1月1日から12月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで	綾歌郡宇多津町地先
共第83号	共第83号	丸亀市漁業協同組合	丸亀市富士見町二丁目10番16号	第一種共同漁業	あおのり漁業 えむし漁業 あさり漁業 あわび漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	丸亀市土器川尻地先
共第84号	共第84号	丸亀市漁業協同組合	丸亀市富士見町二丁目10番16号	第一種共同漁業	あおのり漁業 えむし漁業 あさり漁業 あわび漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	丸亀市金倉川尻地先
共第85号	共第85号	丸亀市漁業協同組合	丸亀市富士見町二丁目10番16号	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	丸亀市上真島地先
共第86号	共第86号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市本島町向島地先
共第87号	共第87号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市本島町大浦地先
共第88号	共第88号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	丸亀市牛島町地先
共第89号	共第89号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市本島町地先
共第90号	共第90号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種共同漁業	なまこ漁業	11月1日から3月31日まで	丸亀市本島町及び園ノ州地先
共第91号	共第91号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	丸亀市長島町地先
共第92号	共第92号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	丸亀市広島町地先
共第93号	共第93号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	丸亀市手島町地先
共第94号	共第94号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	丸亀市広島町小手島地先
共第95号	共第95号	代表 多度津町漁業協同組合 白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町東港町25番 仲多度郡多度津町大字西白方297番地3	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から5月31日まで なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	多度津町堀江から多度津町見立に至る地先
共第96号	共第96号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方297番地3	第一種共同漁業	えむし漁業 あさり漁業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町大字西白方海岸寺地先
共第97号	共第97号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方297番地3	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町亀笠島地先
共第98号	共第98号	多度津町高見漁業協同組合	仲多度郡多度津町東浜13番7	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町高見島地先
共第99号	共第99号	多度津町高見漁業協同組合	仲多度郡多度津町東浜13番7	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町佐柳島地先
共第100号	共第100号	多度津町高見漁業協同組合	仲多度郡多度津町東浜13番7	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町小島地先

第一種共同漁業（あわび・なまこ・あさり等漁業）

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第101号	共第101号	多度津町高見漁業協同組合	仲多度郡多度津町東浜13番7	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 うに漁業 なまこ漁業	なまこ:11月1日から3月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町二面島地先
共第102号	共第102号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第一種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市本島町向島地先
共第103号	共第103号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第一種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市本島町西部地先（園ノ洲）
共第104号	共第104号	詫間漁業協同組合	三豊市詫間町詫間6800番地	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで あわび・さざえ:1月1日から12月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで	三豊市三野町大見及び詫間町水出地先
共第105号	共第105号	詫間漁業協同組合	三豊市詫間町詫間6800番地	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで あわび・さざえ:1月1日から12月31日まで なまこ:11月1日から翌年3月31日まで	三豊市詫間町高谷から香田に至る地先
共第106号	共第106号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町志々島地先
共第107号	共第107号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町栗島地先
共第108号	共第108号	代表 三豊市漁業協同組合 詫間漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1 三豊市詫間町詫間6800番地	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業	わかめ:11月1日から翌年5月31日まで その他:1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町大浜・積・箱・生里地先
共第109号	共第109号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	三豊市仁尾町家ノ浦地先
共第110号	共第110号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	三豊市仁尾町地先
共第111号	共第111号	西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町和田浜1476番地	第一種共同漁業	さざえ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	観音寺市豊浜町姫浜地先
共第112号	共第112号	西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町和田浜1476番地	第一種共同漁業	さざえ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	観音寺市豊浜町高須賀埋立地先
共第113号	共第113号	西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町和田浜1476番地	第一種共同漁業	さざえ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	観音寺市豊浜町箕浦地先
共第114号	共第114号	西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町和田浜1476番地	第一種共同漁業	さざえ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	観音寺市豊浜町箕浦南部地先
共第115号	共第115号	代表 観音寺漁業協同組合 西かがわ漁業協同組合	観音寺市港町二丁目6番29号 観音寺市豊浜町和田浜1476番地	第一種共同漁業	あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	観音寺市室本町、有明浜地先
共第116号	共第116号	代表 観音寺漁業協同組合 西かがわ漁業協同組合	観音寺市港町二丁目6番29号 観音寺市豊浜町和田浜1476番地	第一種共同漁業	あさり漁業 はまぐり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	観音寺港から観音寺市豊浜町に至る地先
共第117号	共第117号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第一種共同漁業	あわび漁業 なまこ漁業	あわび:1月1日から12月31日まで なまこ:12月1日から翌年3月31日まで	観音寺市伊吹島地先
共第118号	共第118号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第一種共同漁業	あわび漁業 なまこ漁業	あわび:1月1日から12月31日まで なまこ:12月1日から翌年3月31日まで	観音寺市大股島・小股島地先
共第119号	共第119号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第一種共同漁業	あわび漁業 なまこ漁業	あわび:1月1日から12月31日まで なまこ:12月1日から翌年3月31日まで	観音寺市円上島地先

第二種共同漁業（藻建網・磯建網漁業） 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第201号	共第201号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先
共第202号	共第202号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	東かがわ市松島地先
共第203号	共第203号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	東かがわ市通念島地先
共第204号	共第204号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	東かがわ市毛無島地先
共第205号	共第205号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市三本松2251-2	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	東かがわ市双子島地先
共第206号	共第206号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市三本松2251-2	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	東かがわ市一ツ島地先
共第207号	共第207号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市三本松2251-2	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	東かがわ市湊、松原、三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先
共第208号	共第208号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市三本松2251-2	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町地先
共第209号	共第209号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402-22	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町鶴羽頭白岩地先
共第210号	共第210号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386-8	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市小田地先
共第211号	共第211号	代表 牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市大串崎から高松市庵治町平谷に至る地先
		さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386-8				
		鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30				
		庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1				
共第212号	共第212号	代表 庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市庵治町高島地先
共第212号		さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386-8				
共第212号		鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30				
共第212号		牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359				
共第213号	共第213号	代表 庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市庵治町から屋島に至る地先
		屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16				
共第214号	共第214号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市庵治町兜島・鯉島・稲毛島地先
共第215号	共第215号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377-1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市庵治町大島地先
共第216号	共第216号	代表 土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町土庄から小豆島町蒲野に至る地先
共第216号		池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32				
共第217号	共第217号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町土庄地先
共第218号	共第218号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町アワラ島地先
共第219号	共第219号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町大部地先
共第220号	共第220号	代表 土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	藻建・磯建:1月1日から12月31日まで かに建:7月1日から11月30日まで	小豆郡土庄町豊島地先
		唐櫃漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐櫃2610-2				
共第221号	共第221号	代表 土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	藻建・磯建:1月1日から12月31日まで かに建:7月1日から11月30日まで	小豆郡土庄町豊島唐櫃・家浦地先(団子瀬)
		唐櫃漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐櫃2610-2				
共第222号	共第222号	代表 四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1-4	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町四海・北浦地先
		北浦漁業協同組合	小豆郡土庄町見目甲1726-72				
共第223号	共第223号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町吉田・福田地先
共第224号	共第224号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町干出岩・小磯地先
共第225号	共第225号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町水ノ子礁・マゴソワイ・中瀬岩地先
共第226号	共第226号	代表 内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町当浜から二面に至る地先
		池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32				
共第227号	共第227号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町福部島地先
共第228号	共第228号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市女木町地先
共第229号	共第229号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市男木町地先
共第230号	共第230号	代表 香西漁業協同組合	高松市香西本町108-22	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市大槌島地先
		高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸町48-16				
		下笠居漁業協同組合	高松市亀水町272番地				
		坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号				
共第231号	共第231号	代表 香西漁業協同組合	高松市香西本町108-22	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市小槌島地先
		高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸町48-16				
		下笠居漁業協同組合	高松市亀水町272番地				
		坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号				

第二種共同漁業（藻建網・磯建網漁業） 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第232号	共第232号	直島漁業協同組合	高松市香西本町108-22	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町地先
共第233号	共第233号	高松市漁業協同組合連合会	高松市瀬戸内町48-16	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市屋島西側地先
共第234号	共第234号	高松市漁業協同組合連合会	高松市瀬戸内町48-16	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市サンポートから香西本町に至る地先
共第235号	共第235号	高松市漁業協同組合連合会	高松市瀬戸内町48-16	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市香西北町から亀水町に至る地先
共第236号	共第236号	代表 坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市地先
		高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸町48-16				
		香西漁業協同組合	高松市香西本町108-22				
		松山漁業協同組合	坂出市大屋富町1760番地				
		宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町2708番地				
共第237号	共第237号	代表 丸亀市漁業協同組合	丸亀市富士見町二丁目10番16号	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	綾歌郡宇多津町、丸亀市、仲多度郡多度津町地先
		坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号				
		宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町2708番地				
		多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町東港町25番				
		白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方297番地3				
共第238号	共第238号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市瀬居町北東地先
共第239号	共第239号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市沙弥島地先
共第240号	共第240号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市小瀬居島地先
共第241号	共第241号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市三ツ子島地先
共第242号	共第242号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市小与島地先
共第243号	共第243号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市与島町・鍋島・羽佐島地先
共第244号	共第244号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市岩黒地先
共第245号	共第245号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市室木島地先
共第246号	共第246号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市大裸島・小裸島地先
共第247号	共第247号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市櫃石・歩渡島地先
共第248号	共第248号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市牛島町地先
共第249号	共第249号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市本島町地先
共第250号	共第250号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市本島町長島地先
共第251号	共第251号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市広島町地先
共第252号	共第252号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市手島町地先
共第253号	共第253号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市広島町小手島地先
共第254号	共第254号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町佐柳東部地先
共第255号	共第255号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町佐柳西部地先
共第256号	共第256号	塩飽漁業協同組合連合会	丸亀市新浜町一丁目12-7	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町高見島地先
共第257号	共第257号	代表 塩飽漁業協同組合連合会 三豊市漁業協同組合	丸亀市新浜町一丁目12-7 三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町二面島地先

第二種共同漁業（藻建網・磯建網漁業） 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第258号	共第258号	代表 三豊市漁業協同組合 詫間漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1 三豊市詫間町詫間6800番地	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	藻建網・磯建網:1月1日から12月31日まで かに建網:6月1日から11月30日まで	三豊市詫間町志々島地先
共第259号	共第259号	代表 三豊市漁業協同組合 詫間漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1 三豊市詫間町詫間6800番地	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	藻建網・磯建網:1月1日から12月31日まで 春かに建網:3月1日から6月30日まで	三豊市詫間町粟島
共第260号	共第260号	代表 詫間漁業協同組合	三豊市詫間町詫間6800番地	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	藻建網・磯建網:1月1日から12月31日まで 春かに建網:3月1日から6月30日まで	三豊市三野町から詫間町三崎突端に至る地先
共第260号		代表 三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1				
共第261号	共第261号	代表 三豊市漁業協同組合 詫間漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1 三豊市詫間町詫間6800番地	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	藻建網・磯建網:1月1日から12月31日まで 春かに建網:3月1日から6月30日まで	三豊市詫間町三崎突端から仁尾町に至る地先
共第262号	共第262号	代表 観音寺漁業協同組合 西かがわ漁業協同組合	観音寺市港町二丁目6番29号 観音寺市豊浜町和田浜1476番地	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業	藻建網・磯建網:1月1日から12月31日まで 春かに建網:3月1日から6月30日まで	観音寺市室本町から豊浜町に至る地先
共第263号	共第263号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業 春かに建網漁業	藻建網・磯建網:1月1日から12月31日まで 春かに建網:3月1日から6月30日まで	観音寺市伊吹島地先
共第264号	共第264号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業 春かに建網漁業	藻建網・磯建網:1月1日から12月31日まで 春かに建網:3月1日から6月30日まで	観音寺市大股島・小股島地先
共第265号	共第265号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第二種共同漁業	藻建網漁業 磯建網漁業 春かに建網漁業	藻建網・磯建網:1月1日から12月31日まで 春かに建網:3月1日から6月30日まで	観音寺市円上島地先

第二種共同漁業（雑魚柵網等漁業） 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第301号	共第301号	代表 引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月15日から12月31日まで	東かがわ市兀崎地先
		北灘漁業協同組合	徳島県鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷1-1				
共第302号	共第302号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種共同漁業	あじ・さば角網漁業	6月1日から翌年1月10日まで	東かがわ市坂元、南野地先
共第303号	共第303号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種共同漁業	たい・さわら柵網漁業	3月15日から5月31日まで	東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田沖
共第304号	共第304号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月15日まで	東かがわ市松島地先
共第305号	共第305号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	7月15日から翌年2月15日まで	東かがわ市毛無島地先
共第306号	共第306号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661-44	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月15日まで	東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先
共第307号	共第307号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市三本松2251-2	第二種共同漁業	たい・さわら柵網漁業	3月20日から6月20日まで	東かがわ市湊、松原、三本松、横内、西村、小磯、馬篠及びさぬき市津田町鶴羽沖
共第308号	共第308号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市三本松2251-2	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	東かがわ市湊、松原、三本松、横内、西村、小磯、馬篠地先
共第309号	共第309号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市三本松2251-2	第二種共同漁業	たい・すずき柵網漁業	11月1日から翌年1月10日まで	東かがわ市三本松、横内、西村、小磯、馬篠地先
共第310号	共第310号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市三本松2251-2	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町地先
共第311号	共第311号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402番地22	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町鶴羽地先
共第312号	共第312号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市小田地先
共第313号	共第313号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市鴨庄地先
共第314号	共第314号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市鴨庄長浜地先
共第315号	共第315号	代表 牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359番地	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	さぬき市志度、高松市牟礼町地先
		さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386-8				
共第316号	共第316号	代表 牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359番地	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月1日から9月30日まで	高松市庵治町高尻地先
		さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386-8				
		庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1				
共第317号	共第317号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市庵治町新開地先
共第318号	共第318号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市屋島東地先
共第319号	共第319号	代表 四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1番地4	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町小江から大部に至る地先
		土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90				
		北浦漁業協同組合	小豆郡土庄町見目甲1726-72				
共第320号	共第320号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1番地4	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町葛島地先
共第321号	共第321号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1番地4	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町小豊島地先
共第322号	共第322号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281番地1	第二種共同漁業	たい・さわら柵網漁業	3月20日から6月30日まで	小豆郡東部地先
共第323号	共第323号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで	小豆郡小豆島町吉田から坂手に至る地先
共第324号	共第324号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで	小豆郡小豆島町坂手地先
共第325号	共第325号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで	小豆郡小豆島町福部島地先
共第326号	共第326号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで	小豆郡小豆島町堀越・田浦・古江地先
共第327号	共第327号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで	小豆郡小豆島町苗羽弁天島地先
共第328号	共第328号	代表 内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月1日から翌年1月31日まで	小豆郡小豆島町西村から二面に至る地先
		池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32				
共第329号	共第329号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228番地32	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町蒲野地先
共第330号	共第330号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228番地32	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町神浦地先
共第331号	共第331号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228番地32	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町蒲生から吉野に至る地先

第二種共同漁業（雑魚柵網等漁業） 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第332号	共第332号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市屋島地先
共第333号	共第333号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市女木町魚戸地先
共第334号	共第334号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市女木町西浦明神地先
共第335号	共第335号	代表 下笠居漁業協同組合	高松市亀水町272番地	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市郷東町貯木場地先
		香西漁業協同組合	高松市香西本町108-22				
共第336号	共第336号	代表 下笠居漁業協同組合	高松市亀水町272番地	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	高松市香西北町から亀水町に至る地先
		香西漁業協同組合	高松市香西本町108-22				
共第337号	共第337号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市本島町大浦地先
共第338号	共第338号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市広島町芦大浦地先
共第339号	共第339号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市広島町江ノ浦地先
共第340号	共第340号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市広島町茂浦地先
共第341号	共第341号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市手島町西浦地先
共第342号	共第342号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	丸亀市手島町高/越鼻地先
共第343号	共第343号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方297番地3	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町大字西白方地先
共第344号	共第344号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方297番地3	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町亀笠島地先
共第345号	共第345号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方297番地3	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町岩島地先
共第346号	共第346号	代表 詫間漁業協同組合	三豊市詫間町詫間6800番地	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	三豊市三野町から詫間町三崎突端に至る地先
		三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1				
共第347号	共第347号	代表 三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第二種共同漁業	たい網漁業	3月15日から6月30日まで	三豊市詫間町三崎突端から観音寺市豊浜町に至る地先
		観音寺漁業協同組合	観音寺市港町二丁目6番29号				
		西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町和田浜1476番地				
共第348号	共第348号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町三崎突端から三豊市仁尾町に至る地先
共第349号	共第349号	代表 観音寺漁業協同組合	観音寺市港町二丁目6番29号	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	3月15日から12月31日まで	観音寺市室本町から観音寺市豊浜町に至る地先
		西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町和田浜1476番地				
共第350号	共第350号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第二種共同漁業	たい網漁業	3月15日から6月15日まで	観音寺市伊吹島地先
共第351号	共第351号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第二種共同漁業	たい網漁業	3月15日から6月15日まで	観音寺市大股島・小股島地先
共第352号	共第352号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第二種共同漁業	たい網漁業	3月15日から6月15日まで	観音寺市円上島地先
共第353号	共第353号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	10月15日から翌年1月31日まで	観音寺市伊吹島地先
共第354号	共第354号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	10月15日から翌年1月31日まで	観音寺市大股島・小股島地先
共第355号	共第355号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹町3番地1	第二種共同漁業	雑魚柵網漁業	10月15日から翌年1月31日まで	観音寺市円上島地先

第三種共同漁業（地びき網・つきいそ漁業） 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
共第401号	共第401号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から11月30日まで	三豊市詫間町大浜名部戸・仁尾町家の浦地先
共第402号	共第402号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から11月30日まで	三豊市仁尾町地先
共第403号	共第403号	代表 観音寺漁業協同組合	観音寺市港町二丁目6番29号	第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から11月30日まで	観音寺市室本町から豊浜町に至る地先
		西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町和田浜1476番地				
共第501号	共第501号	松山漁業協同組合	坂出市大屋富町1760番地	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	坂出市大屋富町相模坊地先
共第502号	共第502号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第三種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	三豊市仁尾町大葛島水ヶ浦地先

第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業） 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
区第201号	区第201号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402番地22	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町鶴羽弁天島地先
区第202号	区第202号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402番地22	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町鶴羽名古屋地先
区第203号	区第203号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	さぬき市志度地先
区第204号	区第204号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	さぬき市鴨庄白方地先
区第205号	区第205号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	さぬき市鴨庄白方地先
区第206号	区第206号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	さぬき市鴨庄室沖地先
区第207号	区第207号	牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359番地	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	高松市牟礼町地先
区第208号	区第208号	代表 牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359番地	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	さぬき市志度沖
		さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8				
		庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1				
区第209号	区第209号	代表 庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	高松市屋島東町瀧ノ内北西部地先
		屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16				
区第210号	区第210号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1番地4	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町長浜・滝宮地先
区第211号	区第211号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228番地32	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町二面長崎地先
区第212号	区第212号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228番地32	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町蒲生地先
区第213号	区第213号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228番地32	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町飛崎東地先
区第214号	区第214号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228番地32	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町蒲生漁港地先
区第215号	区第215号	代表 屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	高松市屋島東町石場港地先
		庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1				
区第216号	区第216号	代表 屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	高松市屋島東町石場港北地先
		庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1				
区第217号	区第217号	代表 屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	高松市屋島少年自然の家地先
		庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1				
区第218号	区第218号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	高松市屋島東町瀧ノ内北・長崎鼻港地先
区第219号	区第219号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	高松市屋島西町旧屋島塩田地先
区第220号	区第220号	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町48番16号	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	高松市郷東町瀬戸内建材埋立地地先
区第221号	区第221号	香西漁業協同組合	高松市香西本町108番地22	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	高松市神在川窪町東部地先
区第222号	区第222号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	坂出市櫃石漁港地先
区第223号	区第223号	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町2708番地	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	綾歌郡宇多津町大東川尻東西地先
区第224号	区第224号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町東港町25番	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町蛭子港防波堤地先

第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業） 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
区第225号	区第225号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方297番地3	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町亀笠島東側地先
区第226号	区第226号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方297番地3	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町亀笠島南側地先
区第227号	区第227号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方297番地3	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町亀笠島西側地先
区第228号	区第228号	詫間漁業協同組合	三豊市詫間町詫間6800番地	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	三豊市三野町津島地先
区第229号	区第229号	詫間漁業協同組合	三豊市詫間町詫間6800番地	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町清正公地先
区第230号	区第230号	詫間漁業協同組合	三豊市詫間町詫間6800番地	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町須田地先
区第231号	区第231号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町粟島一の宮地先
区第232号	区第232号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町大浜地先
区第233号	区第233号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町大浜鴨の越地先

第一種区画漁業（貝類小割式養殖業） 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
区第301号	区第301号	下笠居漁業協同組合	高松市亀水町272番地	第一種区画漁業	貝類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	高松市亀水町小坂東防波堤地先
区第302号	区第302号	松山漁業協同組合	坂出市大屋富町1760番地	第一種区画漁業	貝類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	坂出市大屋富地先

第一種区画漁業【魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）】 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
区第401号	区第401号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	東かがわ市坂元、南野地先
区第402号	区第402号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月25日から翌年1月31日まで	東かがわ市松島地先
区第403号	区第403号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	4月1日から10月31日まで	東かがわ市松島西地先
区第404号	区第404号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	4月1日から翌年1月31日まで	東かがわ市通念島西地先
区第405号	区第405号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	東かがわ市毛無島地先
区第406号	区第406号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松2251番地2	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	東かがわ市松原地先
区第407号	区第407号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松2251番地2	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	東かがわ市丸亀島北地先
区第408号	区第408号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田1402番地22	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	さぬき市津田町鶴羽弁天島地先
区第409号	区第409号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	さぬき市小田沖
区第410号	区第410号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	さぬき市小田地先
区第411号	区第411号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	さぬき市小田西浜地先
区第412号	区第412号	代表 さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月25日から10月20日まで	さぬき市志度沖
		牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359番地				
		庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1				
区第413号	区第413号	代表 さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月25日から10月20日まで	高松市牟礼町松ヶ鼻地先
		牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359番地				
		庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1				
区第414号	区第414号	代表 さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月25日から10月20日まで	高松市牟礼町松ヶ鼻北地先
		牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359番地				
		庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1				
区第415号	区第415号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	さぬき市志度地先
区第416号	区第416号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	9月15日から翌年1月31日まで	さぬき市鴨庄大串地先
区第417号	区第417号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	さぬき市鴨庄大谷地先
区第418号	区第418号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	さぬき市鴨庄長浜地先
区第419号	区第419号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	4月1日から翌年1月31日まで	さぬき市鴨庄長浜沖地先
区第420号	区第420号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374番地30	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	さぬき市鴨庄蜂ヶ浦地先
区第421号	区第421号	牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359番地	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	高松市牟礼町大町地先
区第422号	区第422号	代表 庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	高松市庵治町葛原地先
		さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8				
		牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359番地				

第一種区画漁業【魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）】 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
区第423号	区第423号	代表 庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	10月1日から12月31日まで	高松市庵治町マブノ鼻地先
		さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度5386番地8				
		牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町原359番地				
区第424号	区第424号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	4月1日から10月20日まで	高松市庵治町高尻地先
区第425号	区第425号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	高松市庵治町大島港地先
区第426号	区第426号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月20日から翌年1月31日まで	高松市庵治町大島地先
区第427号	区第427号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月20日から翌年2月10日まで	高松市庵治町城鼻地先
区第428号	区第428号	代表 庵治漁業協同組合	高松市庵治町6377番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	高松市屋島東町湯ノ内北西部地先
		屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16				
区第429号	区第429号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町城ヶ島西地先
区第430号	区第430号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月20日から翌年1月31日まで	高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先
区第431号	区第431号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	高松市屋島東町湯ノ内南地先
区第432号	区第432号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町440番地16	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	高松市屋島東町湯ノ内北地先
区第433号	区第433号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町15番地17	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	高松市女木町芋谷地先
区第434号	区第434号	下笠居漁業協同組合	高松市亀水町272番地	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	高松市亀水町小坂東防波堤地先
区第435号	区第435号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町井島鞍掛地先
区第436号	区第436号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町井島長浜地先
区第437号	区第437号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町井島出鼻地先
区第438号	区第438号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町向島大福浦地先
区第439号	区第439号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町旧家島塩田地先
区第440号	区第440号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町家島西地先
区第441号	区第441号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町家島北地先
区第442号	区第442号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町局島西地先
区第443号	区第443号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町京ノ上臈島西地先
区第444号	区第444号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町京ノ上臈島北地先
区第445号	区第445号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町喜兵衛島北地先
区第446号	区第446号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町牛ヶ首島東地先
区第447号	区第447号	直島漁業協同組合	香川郡直島町834番地5	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	香川郡直島町牛ヶ首島西地先
区第448号	区第448号	坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	坂出市王越町木沢沖
区第449号	区第449号	坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	坂出市王越町木沢地先
区第450号	区第450号	坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	坂出市王越町乃生地先
区第451号	区第451号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	坂出市沙弥島東地先

第一種区画漁業【魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）】 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
区第452号	区第452号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	坂出市与島東地先
区第453号	区第453号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	坂出市岩黒漁港地先
区第454号	区第454号	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	坂出市櫃石漁港地先
区第455号	区第455号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	丸亀市本島町向島地先
区第456号	区第456号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	丸亀市本島町大浦地先
区第457号	区第457号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町東港町25番	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町堀江港地先
区第458号	区第458号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町東港町25番	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町蛭子港地先
区第459号	区第459号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町東港町25番	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町蛭子港防波堤地先
区第460号	区第460号	多度津町高見漁業協同組合	仲多度郡多度津町東浜13番7号	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	仲多度郡多度津町高見浦地先
区第461号	区第461号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町志々島横尾地先
区第462号	区第462号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町粟島馬城地先
区第463号	区第463号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町生里ジノクチ地先
区第464号	区第464号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	三豊市詫間町大浜鴨の越地先
区第465号	区第465号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁1444番地1	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	三豊市仁尾町大薫島地先

定置漁業（あじ定置漁業） 申請一覧表

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所				
定第1号	定第1号	伊藤丈洋	東かがわ市引田2740番地12	定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで	東かがわ市安戸池北口から真方位26度45分6200メートル
定第2号	定第2号	伊藤丈洋	東かがわ市引田2740番地12	定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで	東かがわ市安戸池北口から真方位26度45分5100メートル
定第3号	定第3号	田中充	東かがわ市三本松133番地	定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで	東かがわ市旧誉水村、丹生村境界から真方位25度45分7500メートルのところ
定第4号	定第4号	田中充	東かがわ市三本松133番地	定置漁業	あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで	東かがわ市丸亀島高頂から真方位36度45分5200メートルのところ

免許申請状況

区分	漁業の種類	漁業の名称	現行免許 件数	漁場計画 件数	免許申請 件数	漁業権の 存続期間	免許予定日	備考	
共同漁業	第一種共同漁業	あわび・なまこ・あさり等漁業	135	119	119	10年	令和6年1月1日		
	第二種共同漁業	藻建網・磯建網漁業	65	65	65	10年	令和6年1月1日		
		雑魚樹網等漁業	58	55	55				
	第三種共同漁業	地びき網漁業	3	3	3	10年	令和6年1月1日		
		つきいそ漁業	4	2	2				
区画漁業	第一種区画漁業	藻類養殖業	のり	82	68	68	5年	令和5年10月1日 (免許済)	
			わかめ	24	18	18			
			こんぶ	8	5	5			
			あおのり	6	6	6			
			その他藻類	5	5	5			
			複数種	0	13	13			
		貝類垂下式養殖業	かき	17	23	23	5年	令和6年1月1日	
			あさり	1	1	1			
			あかがい	8	5	5			
			複数種	1	4	4			
	貝類小割式養殖業	あわび等	3	2	2	5年	-		
	魚類小割式養殖業		75	65	65				
	真珠養殖業		1	0	0				
第三種区画漁業	貝類地まき式養殖業	あかがい	1	0	0	5年	-		
		あさり・はまぐり	4	0	0				
定置漁業	あじ定置漁業		4	4	4	5年	令和6年1月1日		
計			505	463	463				

事務手続きスケジュール

(1) (済み) 海区漁場計画の作成

令和4年8月：漁業免許方針（海面）

令和4年12月23日：海区漁業調整委員会（事前協議）

令和5年1月27日：海区漁業調整委員会（事前協議）

令和5年1月：海区漁場計画設定要望書提出（漁協→県）

令和5年3月：土木関係課への協議、関係機関との調整

令和5年3月10日から4月20日まで：利害関係人の意見徴収（県HP）

令和5年5月29日：香川海区漁業調整委員会へ「海区漁場計画案」

について諮問

令和5年6月30日：公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

公示（県HP※）、通知

免許予定日

○（済み）令和5年10月1日：区画漁業（藻類養殖業）

○令和6年1月1日：共同漁業、区画漁業（藻類養殖業以外）、定置漁業

免許申請期間

○（済み）令和5年7月1日から8月31日まで：区画漁業（藻類養殖業）

○（済み）令和5年10月1日から11月30日まで：

共同漁業、区画漁業（藻類養殖業以外）、定置漁業

(2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

ア (済み) 区画漁業 (藻類養殖業)

令和5年7月：免許申請

漁業権行使規則の認可申請

令和5年9月27日：海区漁業調整委員会へ「免許の申請」について諮問

令和5年9月27日：海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

令和5年10月1日：免許状交付・行使規則認可、公示 (県HP)、通知

イ 共同漁業、区画漁業 (藻類養殖業以外)、定置漁業

令和5年10月：免許申請

漁業権行使規則の認可申請

令和5年12月8日：海区漁業調整委員会へ「免許の申請」について諮問

令和5年12月8日：海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

令和6年1月1日：免許状交付・行使規則認可、公示 (県HP)、通知

R5.12.8 資料2

香川海区漁業調整委員会

5 水産第 177887 号
令和 5 年 11 月 21 日

香川海区漁業調整委員会
会長 北尾登史郎様

香川県知事 池田豊人

まあじ及びまいわしに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわしに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

(別紙)

表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型魚漁業	0.1トン	令和5年4月1日～翌年3月31日
くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型魚漁業	1.0トン	令和5年4月1日～翌年3月31日
※まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準	令和6年1月1日～12月31日
※まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準	令和6年1月1日～12月31日
まさば及びごまさば太平洋系群	香川県まさば及びごまさば漁業	現行水準	令和5年7月1日～翌年6月30日

※今回諮問

香川県知事 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.06%	100 トン未満
まいわし太平洋系群	現行水準	0.00%	10 トン未満
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			
うるめいわし対馬暖流系群			

(注記) 基本シェアの算定期間(令和 2 年から令和 4 年まで)の平均漁獲実績が 1 トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としない。

愛媛、広島、岡山各連合海区漁業調整委員会委員の選出について

1 連合海区漁業調整委員会の設置（漁業法第147条）

都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、二以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

(1) 設置されている連合海区漁業調整委員会

- ▶ 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会
- ▶ 広島・香川連合海区漁業調整委員会
- ▶ 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

(2) 開催状況

各連合海区漁業調整委員会とも、近年は、翌年度の入漁協定に関する協議等のために、2～3月頃に開催している。

2 連合海区漁業調整委員会の委員構成（漁業法148条）

- ▶ 連合海区漁業調整委員会は、委員をもって組織する。
- ▶ 委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもって充てる。

3 各連合海区漁業調整委員会の委員数

(1) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる

（愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項）

(2) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。

（広島・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項）

(3) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

（岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項）

第2期香川海区漁業調整委員会委員名簿 (R5.3.1現在)

任期 自 令和3年4月1日
至 令和7年3月31日

			連合海区委員会 委員		
区分	氏名	職業	岡山 香川	愛媛 香川	広島 香川
漁業者 委員	宇山 哲司	津田町漁業協同組合代表理事組合長		○	
	山本 浩智	鴨庄漁業協同組合代表理事組合長			○
	北野 廣治	高松市瀬戸内漁業協同組合代表理事組合長	○		
	橋本 時雄	東瀬戸漁業協同組合代表理事組合長	○		
	森 勝喜	内海漁業協同組合代表理事組合長	○		
	三木 正幸	池田漁業協同組合代表理事組合長	○		
	志摩 重美	多度津町漁業協同組合代表理事組合長	○		
	小見山秀基	本島漁業協同組合理事	○		
	山口 豊	三豊市漁業協同組合副組合長		○	○
	岩田 英行	伊吹漁業協同組合代表理事組合長	○	○	○
学識 委員	嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会代表理事会長	○	○	○
	北尾登史郎	前香川県水産課長	○	○	○
	大北 永吏	香川県漁協女性部連合会副会長		○	
中立 委員	筒井 由果	弁護士	○		
	松本 悟	元高松海上保安部次長			○

10 6 6

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、愛媛海区、香川海区の2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2. 委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。

3. 委員会に書記若干名をおく。

4. 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2. 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3. 会長に事故あるときは、会長代理が職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2. 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に委員会の会議を招集しなければならない。

3. 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項ならびに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見易い方法によって公示しなければならない。

4. 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2. 議事は、法令で定める場合を除くのほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この限りでない。

第8条 委員は議題について、自由に質疑または意見を述べることができる。

2. 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己または同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 委員会の日時及び場所
2. 出席委員の氏名
3. 議事事項
4. 議事の要領
5. 議決の結果
6. その他重要事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第12条 愛媛海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月17日から施行する。

広島・香川連合海区漁業調整委員会規程

(所掌事項)

第1条 広島・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、広島海区と香川海区との2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の所属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会委員の中から選出された各6人の委員をもってあてる。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

第5条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、会長の所属する海区漁業調整委員会の書記をあて、会長がこれを任免する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、招集者が決定しないときは、広島及び香川の両県知事が協議して招集することができる。

2 委員の3分の1以上が議案を示して会議の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、7日前までに議事事項並びに会議の日時及び場所を委員に通知するとともに、適当な場所に公示しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第7条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定めるものを除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、公開する。

第8条 会議の議事は、第6条第3項の規定にもとづいて公示した事項に限る。

て議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認められた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、議事について自由に質疑し、または意見を述べることができる。

2 会長は、委員からの発言の要求があったときは、その要求の順序によって、これを許可しなければならない。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言をすることができる。

第11条 会長は、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長が指名した出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第13条 広島海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第11条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(公聴会)

第14条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、第6条第3項の規定を準用する。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、会議の議決によって行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 (制定)

この規程は、昭和40年4月5日から施行する。

附則 (改正)

この規程は、昭和45年3月12日から施行する。

附則 (改正)

この規程は、令和4年2月10日から施行する。

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 岡山・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令に定めるところにより、岡山海区と香川海区の2海区区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

3 委員会に書記若干名を置く。

4 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に、委員会の会議を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によって公示しなければならない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定める場合を除くほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数の時は、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って決議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この

限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって、会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名しなければならない。

第12条 岡山海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則 この規程は、昭和38年5月7日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年2月16日から施行する。

令和5年度連合海区漁業調整委員会について

1 令和4年度各連合海区漁業調整委員会の結果（令和5年3月当委員会で報告済み）及びその後の動き

(1) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

日時：令和5年2月10日（金）13:00～13:20

場所：高松港旅客ターミナルビル（香川県高松市）

出席者：香川海区5名、愛媛海区6名

結果：

- （議案1）令和5年度における各種漁業の入漁協定については、原案どおり決定した。
- （その他）愛媛県水産課から、毎年漁期前に行っている「かに建網」の操業に関する関係漁業者同士の事前協議について、新型コロナウイルス感染防止のために令和2年以降、開催を中止していること及びこの間に操業上のトラブルはないことが報告された。香川海区の委員からも、操業上のトラブルは報告を受けていない旨、発言した。

その後の動き

- ・ 特段の懸案事項はなし（令和5年12月5日に愛媛海区事務局に電話確認）。
- ・ 令和6年1月中旬に事務局事前協議予定。

(2) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

日時：令和5年2月24日（金）14:00～14:30

場所：香川県庁本館12階 大会議室（香川県高松市）

出席者：香川海区5名、広島海区5名

結果：

- （議案1）令和5年度における各種漁業の入漁協定については、原案どおり決定した。
- （その他）香川海区の委員から、イイダコ遊漁対策について、広島県など他県の協力の重要性について発言があり、広島海区の委員からもお互い協力したい旨の発言があった。

その後の動き

- ・ 特段の懸案事項はなし（令和5年12月5日に広島海区事務局と電話確認）。
- ・ 令和6年1月中旬に事務局事前協議予定。

(3) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日時：令和5年2月22日（水）14:00～14:37

場所：ピュアリティまきび（岡山県岡山市）

出席者：香川海区9名、岡山海区9名

結果：

➤ （議案1）令和5年度における各種漁業の入漁協定については、原案どおり決定した。

➤ （その他）

○ 岡山県西部地区におけるさわら流網・まながつお流網の操業について

・岡山海区の委員から、「今年度の流網の操業について、トラブルなく操業できた。来年度もお互いの円満操業となるようよろしくお願ひしたい」旨の発言があり、香川海区の委員からもお互い円満操業していきたい旨、発言があった。

○ 岡山県西部海域における小型機船底びき網にかかる相互入会について

・香川海区の委員から、「同時操業が15統までということについて、誰がどのように管理を行うのか」旨の発言があった。

・これに対し、岡山県から、「現在は自主的な管理となっているが、統数を超えるようなことがあれば標識を掲示する等に対応するなど、今後の管理について、香川県とも協議・検討して参りたい」旨、発言があった。

○ 香川県小豆地区におけるゴミ問題について

・香川海区の委員会から、かき養殖関係の漂着ゴミについて発言があった。

・これに対し、岡山県から県としても漁業者と連携しながら、海ごみの発生源対策に取り組んでいる旨、発言があった。

その後の動き

- ・ 特段の懸案事項はなし（令和5年12月5日に岡山海区事務局と電話確認）。
- ・ 令和6年1月中旬に事務局事前協議予定。

2 令和5年度各連合海区漁業調整委員会への対応（案）

（1）連合海区漁業調整委員会の日程等

連合海区名(事務局)	予定時期	開催予定場所	委員
愛媛・香川連合海区 漁業調整委員会 (愛媛海区)	令和6年 2月中～下旬頃	愛媛県松山市	会長海区：愛媛海区 北尾会長、宇山委員、山口委員、大北委員、 嶋野委員、() 委員
広島・香川連合海区 漁業調整委員会 (香川海区)	令和6年 2月中～下旬頃	広島県広島市	会長海区：香川海区 北尾会長、山本委員、山口委員、嶋野委員、 松本(補)委員、() 委員
岡山・香川連合海区 漁業調整委員会 (香川海区)	令和6年 2月中～下旬頃	香川県高松市	会長海区：香川海区 北尾会長、橋本委員、北野委員、三木委員、 小見山委員、森委員、嶋野委員、 筒井委員、() 委員、() 委員

（2）今後のスケジュール

12月～1月上旬：各地区で協定内容について検討し、変更等あれば、地元調整のうえ、地元委員と県事務局で課題等を整理

1月中旬：事務局事前協議
⇒各連合海区漁業調整委員会の日程、議題、調整等

1月下旬：香川海区漁業調整委員会委員会
⇒各連合海区漁業調整委員会に向けた入会調整の最終確認、課題等の整理

2月中～下旬：各海区との連合海区漁業調整委員会

3月中：香川海区漁業調整委員会
⇒各連合海区漁業調整委員会の結果報告

(参考)

令和5年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表

(令和5年2月10日協定)

香川海区から愛媛海区への入漁内訳					令和4年度内訳		
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	漁協名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びき網	27	5.15 ~ 翌1.15	仏崎から江の島東端見通し線以東の海面。 ただし、円上島高頂から大崎見通し線以北を除く。		三豊市(旧大浜) 三豊市(旧仁尾町) 観音寺 伊吹 西かがわ(旧豊浜町)	27	0 1 0 15 0
ローラー 吾智網	11	1.1 ~ 12.31 (従来の入漁区域) 11隻 5.1 ~ 5.31 (入漁拡張区域) 6隻	高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横島を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線及び津波島北端から高井神島北端見通し1,000メートルの点と津波島南端から明神島高頂見通し500メートルの点を結ぶ線の5直線に囲まれた区域。		詫間(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 三豊市(旧三崎)	11	0 0 0
さわら流網	19	4.1 ~ 7.31 9.1 ~ 11.30	燧灘海面 (旧越智郡西部海面を除く)		三豊市(旧粟島) 〃(旧志々島) 詫間(旧詫間) 〃(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 観音寺 西かがわ(旧大野原) 伊吹 与島	19	0 0 0 0 0 6 0 11 0
小型機船 底びき網 (手繰第2種) (手繰第3種)	現有三豊市・観音寺市内の許可を有するもの	1.1 ~ 12.31	仏崎から魚島東端見通し線以東の海面。 ただし、禁止区域を除く。		三豊市内と観音寺市内の各漁協	365	

令和5年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表

(令和5年2月10日協定)

愛媛海区から香川海区への入漁内訳					令和4年度内訳		
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	愛媛県漁協支所名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びき網	17	6. 1～ 翌1. 15	古三崎から百貫島高頂見通し線以南の海面。 ただし、九十九山高頂から宇治島西端見通し線 及び余木崎から大蔦島頂見通し線以東の海面を除く。		三島 川之江 寒川	17	4 3 0
		5. 15～ 翌1. 15	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から豊島北 端を見通した線以南の海面。 ただし、余木崎から大蔦島頂見通し線以東の海面 を除く。				
さわら流網	7	4. 20～ 6. 15 9. 1～ 11. 30	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から円上島 頂見通し線以南の海面。		寒川	7	7
さっぱ刺網	3	8. 1～ 11. 30	〃	地元と協調して 操業すること	川之江	3	0
きす・かます 刺網	10	6. 1～ 11. 30	〃	〃、午前中は 操業禁止	川之江	10	10
かれい・こち 刺網	6	5. 1～ 6. 30	〃	地元と協調して 操業すること	川之江	6	6
かに建網	20	8. 20～ 10. 31	〃	〃	川之江	20	20
たい・はも・ あなご延縄	13	1. 1～ 12. 31	〃	〃	川之江	13	13
小型機船 底びき網 (手操第2種) (手操第3種)	現有隻数	1. 1～ 12. 31	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から高井神 島北端見通し線以南の海面。ただし、禁止区域を 除く。				

令和5年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表

(令和5年2月24日協定)

広島⇒香川

漁業種類	統数	漁業時期	操業区域	漁協名	R4年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船船びき網	10	自 7月1日 至 12月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島 10	10	9	・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
さごし巾着網	7	自 6月1日 至 7月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島 7	7	0	・許可申請に当っては所属組合の組合長の意見書を添付すること。 ・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
きすさし網	48	自 6月1日 至 7月31日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島 40	40	0	
				浦島 5	5	0	
				鞆の浦 3	3	1	
				小計 48	48	1	
さわら流しさし網	2	自 4月20日 至 6月15日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島 2	2	1	
		及び 自 9月1日 至 11月30日					
まながつお流しさし網	10	自 6月1日 至 9月30日	三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古三崎から田島東端見通し線以南の香川県海面。	走島 10	10	1	
いかなご込網	30	自 3月1日 至 4月30日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島 30	30	0	
延なわ	20	自 1月1日 至 12月31日	旧西讃海面。 (三豊市、観音寺市地先海面)	吉和 10	10	0	
				鞆の浦 10	10	0	
				小計 20	20	0	
小型機船 底びき網	手繰第2種	自 1月1日 至 12月31日	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面。	鞆の浦 67	67	14	
				走島 40	40	0	
	田島 25	25		9			
	横島 32	32		17			
	吉和 60	60		3			
	尾道 2	2		2			
	千年 9	9		3			
	因島市 14	14		14			
	浦島 2	2		0			
	小計 251	251		62			
計	378			378	378	74	

令和5年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表

香川⇒広島

(令和5年2月24日協定)

漁業種類	統数	漁業時期	操業区域	漁協別内訳	R4年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船船びき網	27	自 7月1日 至 12月31日	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以東の広島県海面。	伊吹 19 三豊市(旧大浜) 1 観音寺 3 西かがわ(旧豊浜町) 1 三豊市(旧仁尾町) 3 小計 27	19 1 3 1 3 27	15 0 0 0 1 16	
流し刺し網	19	自 4月20日 至 6月20日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	三豊市(旧粟島、旧志々島) 4 西かがわ(旧大野原) 2 観音寺 6 詫間(旧箱浦) 1 伊吹 6 小計 19	4 2 6 1 6 19	0 0 6 0 6 12	旧粟島2、旧志々島2
		自 6月21日 至 10月31日					
たこ壺	9	自 5月1日 至 12月31日	田島東端から円上島見通し線以東の広島県海面。	三豊市(旧志々島) 9	9	0	
小型機船底びき網	320	自 1月1日 至 12月31日	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。	三豊市内、観音寺市内各漁協 320	320	73	
		自 12月1日 至 翌年3月31日	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。ただし、福山市走島、同市宇治島及び同市横島の距岸500メートル以内の海面を除く。				
ごち網	3	自 4月20日 至 5月31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詫間(旧箱浦) 2 三豊市(旧三崎) 1 小計 3	2 1 3	0 0 0	
いかなご袋待網	8	自 3月1日 至 3月31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詫間(旧箱浦) 8 三豊市(旧三崎) 3 三豊市(旧志々島) 3	8 3 3	0	詫間(旧箱浦) 9、 三豊市(旧三崎) 2、 三豊市(旧志々島) 2のうち
計	386			386	386	101	

令和5年度 岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 1

(令和5年2月22日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考
東 部 地 区 (玉野市 以東の 関係組 合)	小型機船底びき網	19	胸上 19	1. 1～12. 31	直島東部海面	胸上 19	許可を要す S41. 4. 8直島・胸上漁業協定
		241	日生町 110 伊里町 8 邑久町 8 牛窓町 33 朝日 15 九幡市 8 岡山 5 小胸串上 8 小胸 46	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1～12. 31 手繰第3種 (そろばんこぎを 除く) 10. 15～翌4. 15	小豆島北部香川県海面	/	相互入会 操業条件はR5. 2 岡山・香川連合委協定のとおりに
		12	たまの 12	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1～12. 31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、 更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手 島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	たまの 1	許可を要す
	さわら流しさし網	30	たまの 30	5. 1～7. 31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	たまの 19	許可を要す 旧日比26統の内、同時操業は16統 以内とする
		2	胸上 2	5. 1～7. 31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	胸上 2	許可を要す
		72	日生町 15 邑久町 5 牛窓町 23 朝日 29	5. 1～7. 31	小豆島・千振島以東の香川県海面	/	相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおりに)
		15	牛窓町 7 朝日 8	5. 1～7. 31	小豆島・千振島以西の香川県海面	/	相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおりに)
	まながつお流しさし網	4	胸上 2 たまの 2	6. 1～9. 30	直島・豊島地先海面	胸上 2 たまの 2 (計 4)	許可を要す
	たこつぼなわ	3	胸上 3	5. 1～12. 31	豊島家浦地先海面	胸上 3	許可を要す
	いいだこつぼなわ	1	胸上 1	12. 1～翌4. 30	豊島家浦地先海面	胸上 1	許可を要す S38. 5. 8香川・岡山連合委協定
	まきえ釣り	7	たまの 7	1. 1～12. 31	直島地先海面	たまの 3	許可を要す
	まだこ釣り	5	たまの 5	4. 1～12. 31	直島地先海面	たまの 5	許可を要す

令和5年度 岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 2

(令和5年2月22日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考
中部地区 (倉敷市児島地区関係組合)	小型機船底びき網	135	児島 31 第一田之浦吹上 9 本田之浦吹上 8 第一下津井 24 下津井 53 下西 10	手繰第2種 (えびこぎ網漁業に限る。) 1. 1～12. 31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	児島 13 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 4 第一下津井 7 下津井 13 下西 8 (計 47)	許可を要す
		31	児島 31	手繰第2種 (えびこぎ網漁業に限る。) 1. 1～12. 31	高松市大槌島東部地先海面	/	相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は10統以内とする
	ごち網	9	児島 3 下津井 4 下西 2	4. 20～8. 31	塩飽海面	児島 2 下津井 3 下西 2 (計 7)	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定
		1	児島 1	4. 20～8. 31	与島地先海面	児島 0	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す
	いかなご込網	6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 1 下津井 2 下西 1	2. 1～6. 30	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く)	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井 1 下津井 2 下西 1 (計 4)	許可を要す
	餌料いわし込網	6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 1 下津井 2 下西 1	7. 1～7. 31	塩飽海面	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井 1 下津井 1 下西 1 (計 3)	許可を要す
	いか込網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1	4. 20～5. 31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示のとおり)	児島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1 (計 7)	許可を要す
	まながつお込網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1	6. 15～8. 31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示のとおり)	児島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1 (計 7)	許可を要す
	大型込網 [大型いか込網 まながつお込網]	2	児島 1 下西 1	大型いか込網 4. 20～6. 20 まながつお込網 6. 21～8. 31	高松沖海面	児島 1 下西 0 (計 1)	S40. 5. 7及びS40. 7. 6高松市沖魚込網適正協議会協定 但し52年の連委協定により5統から2統に減船 許可を要す

令和5年度 岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 3

(令和5年2月22日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考
中部地区 (倉敷市 児島地区 関係組合)	さわら流しさし網	23	児島 4 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 6 第一下津井 9 下津井 1 下西 1	5. 1 ~ 7. 31	塩飽海面	児島 0 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 3 第一下津井 9 下津井 1 下西 0 (計 15)	許可を要す
	まながつお流しさし網	11	児島 3 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 5 下津井 1	6. 1 ~ 9. 30	塩飽海面	児島 2 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 5 下津井 1 (計 10)	許可を要す
	かに建網	1	第一下津井 1	8. 1 ~ 10. 31	手島西南海面	第一下津井 1	許可を要す
	ままかり巻きさし網	3	第一下津井 3	11. 1 ~ 12. 31	広島地先海面	第一下津井 3	許可を要す
	たこつばなわ	22	第一田之浦吹上 4 第一下津井 7 下津井 1 下西 10	5. 1 ~ 12. 31 ただし9. 1~ 9. 30を除く。	塩飽海面	第一田之浦吹上 3 第一下津井 6 下津井 1 下西 10 (計 20)	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
			第一田之浦吹上 1 下津井 2	5. 1 ~ 12. 31 ただし9. 1~ 9. 30を除く。	西塩飽海面	第一田之浦吹上 0 下津井 1 (計 1)	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
	いいだこつばなわ	10	第一田之浦吹上 4 下津井 1 下西 5	12. 1 ~ 翌4. 30	広島・手島間の海面	第一田之浦吹上 2 下津井 1 下西 4 (計 7)	許可を要す
		1	第一下津井 1	1. 1 ~ 4. 30	高見島北部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3. 12高見・第一下津井漁協協定
		1	第一下津井 1	1. 1 ~ 4. 30	本島東部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3. 16本島・第一下津井漁協協定
		1	下西 1	1. 1 ~ 4. 30	手島北部海面	下西 0	許可を要す S41. 4. 10小手島・下津井・下西漁協協定
	2	第一下津井 2	1. 1 ~ 4. 30	与島地先海面	第一下津井 2	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す	

令和5年度 岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 4

(令和5年2月22日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組 合 別 内 訳	漁業時期 (自～至)	操 業 区 域	4年度許可数	備 考
中 部 地 区 (倉敷市 児島地区 関係組合)	あなご延なわ	9	児 島 1 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 2	1. 5 ～ 3. 31	小豆島東部海面	児 島 0 第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 0 (計 4)	許可を要す S47. 12. 26内海町・児島地区関係 漁協協定
		20	児 島 3 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 7 第一下津井 1 下 津 井 2 下 西 1	1. 1 ～ 12. 31	本島、与島、小与島、小瀬居島、牛島の各島により囲まれた海面	児 島 1 第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 4 第一下津井 1 下 津 井 1 下 西 1 (計 11)	許可を要す S43. 3. 18塩飽漁連・児島地区漁 連協定
	たいらぎ潜水器	23		12. 1 ～翌4. 20	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く)、坂出市(王越地先を除く)、宇多津町地先海面、多度津町(ただし白方地先を除く)	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成 立したもの
	みるくい なみがい } 潜水器	備讃瀬戸 たいらぎ ・みるく い潜水器 漁業同業 組合で決 定した統 数		12. 1 ～翌4. 20	(隻) (1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸亀市(5)多度津町 (但し許可証裏面図示のとおり) (隻) 六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、櫃石島を直線で順次結んだ線以北の海面 (ただし共同漁業権の区域を除く) (許可証裏面図示のとおり)	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成 立したもの
	点火いさり (点火ほこ突)	7	第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 下 西 1	1. 1 ～ 12. 31	塩飽海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 下 西 1 (計 7)	許可を要す
		1	児 島 1	1. 1 ～ 12. 31	本島、与島地先海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	児 島 1	許可を要す

令和5年度 岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 5

(令和5年2月22日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統 数	組 合 別 内 訳	漁 業 時 期 (自 ~ 至)	操 業 区 域	4年度許可数	備 考
中 部 地 区 (倉敷市 児島地区 関係組合)	かにすくい網	40	児 島 13 第一田之浦吹上 13 本田之浦吹上 11 下 津 井 1 下 西 2	1. 1 ~ 12. 31	塩飽海面及び直島地先海面	児 島 0 第一田之浦吹上 4 本田之浦吹上 1 下 津 井 0 下 西 2 (計 7)	許可を要す
	まきえ釣り	8	第一田之浦吹上 5 本田之浦吹上 3	1. 1 ~ 12. 31	与島地先海面	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 (計 2)	許可を要す
	まだこ釣り	220	児 島 27 第一田之浦吹上 57 本田之浦吹上 56 第一下津井 12 下 津 井 48 下 西 20	4. 1 ~ 12. 31 ただし 9. 1~ 9. 30を除く	東塩飽海面 (旧与島村、旧本島村)	児 島 21 第一田之浦吹上 27 本田之浦吹上 25 第一下津井 12 下 津 井 44 下 西 20 (計149)	許可を要す
		34	児 島 5 第一田之浦吹上 12 本田之浦吹上 8 第一下津井 1 下 津 井 8	4. 1 ~ 12. 31 ただし 9. 1~ 9. 30を除く	西塩飽海面 (広島以西)	児 島 2 第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 6 第一下津井 1 下 津 井 8 (計 20)	許可を要す
		16	第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 4 第一下津井 2 下 津 井 2 下 西 6	4. 1 ~ 12. 31 ただし 9. 1~ 9. 30を除く	与島地先海面	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 2 下 津 井 2 下 西 1 (計 7)	許可を要す
		69	児 島 28 第一田之浦吹上 18 本田之浦吹上 10 第一下津井 2 下 津 井 10 下 西 1	4. 1 ~ 12. 31	直島地先海面	児 島 5 第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 2 第一下津井 2 下 津 井 8 下 西 0 (計 20)	許可を要す

令和5年度 岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 6

(令和5年2月22日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考
西部 地区 (倉敷市玉島以西の 関係組合)	小型機船底びき網	217	黒崎連島 34 寄島町 81 大島美の浜 15 笠岡市 87	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1～12.31	県境付近海面	/	相互入会
			手繰第3種 (そろばんこぎを 除く) 12. 1～翌3.31 えびこぎ網漁業以外の 手繰第2種 1. 1～12.31	協定書のとおり	/	相互入会 S60. 2.28 岡山・香川連合委協定	
	さわら流しさし網	18	黒崎連島 2 寄島町 12 大島美の浜 4	5. 1～6.30	県境付近海面 (漁場はいずれも高見島以西の海面)	/	相互入会 S37. 4.18西讃・岡山連合委協定
	かに建網	6	黒崎連島 1 笠岡市 5	8. 1～10.31	県境付近海面 (旧西讃海区)	/	相互入会 S37. 4.18西讃・岡山連合委協定
	こち・げた建網	6	寄島町 2 笠岡市 4	5. 1～7.31	県境付近海面 (旧西讃海区)	/	相互入会 S37. 4.18西讃・岡山連合委協定
	まきえ釣り	6	笠岡市 6	1. 1～12.31	佐柳島地先海面	笠岡市 1	許可を要す
	まながつお流しさし網	5	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2	6. 1～9.30	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2 (計 5)	許可を要す
1		黒崎連島 1	6. 1～9.30	手島、小手島北海面	黒崎連島 1	許可を要す	

令和5年度 岡山・香川連合海区入漁協定表

香川→岡山 1

(令和5年2月22日協定)

香川海区から岡山海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組 合 別 内 訳	漁業時期 (自～至)	操 業 区 域	4年度許可数	備 考
東 部 地 区	小型機船底びき網	141	土庄中央 35 四海 69 北浦 7 唐櫃 11 内海 19	手繰第2種 1. 1 ～ 12. 31 手繰第3種 10. 15 ～翌4. 15	岡山市と玉野市の境界から岡山県と兵庫県との境界までの岡山県海面 (旧和気・邑久海区海面)	/	相互入会 操業条件はR5. 2. 岡山・香川連合委協定のとおりに
	さわら流網	4	土庄中央 4	5. 1 ～ 7. 31	岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島 虹崎見通し線以東の岡山県海面	/	相互入会
		3	香西 3	5. 1 ～ 11. 30	玉野市地先海面 (ただし、鉢立地先海面を除く)	香西 0	許可を要す
	まながつお流網	3	香西 3	6. 1 ～ 9. 30	玉野市地先海面 (ただし、鉢立地先海面を除く)	香西 0	許可を要す
中 部 地 区	はえなわ	7	与島 7	1. 1 ～ 12. 31	玉野市、倉敷市児島地先海面及び番所鼻から 下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面 (ただし、島と島の間を除く)	与島 3	許可を要す
		70	与島 70	1. 1 ～ 12. 31	玉野市、倉敷市児島地先海面	与島 9	許可を要す
	小型機船底びき網	58	与島 42 本島 16	1. 1 ～ 12. 31	倉敷市児島地先海面	与島 38 本島 16 (計 54)	許可を要す
		18	与島 18	1. 1 ～ 12. 31	倉敷市児島地先海面	与島 18	許可を要す
				9. 1 ～ 10. 31	玉野市日比地先海面		許可を要す
		112	高松市瀬戸内 112	1. 1 ～ 12. 31	玉野市日比地先海面	/	相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は12統以内とする
164	坂出市 8 与島 72 宇多津 8 丸亀市 10 本島 29 多度津町 16 白方 10 多度津町高見 11	手繰第2種 1. 1 ～ 12. 31	浅口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付 近海面	/	相互入会 操業条件はR3. 3. 18 岡山・香川連合委協定のとおりに 同時操業は15統以内とする		

令和5年度 岡山・香川連合海区入漁協定表

香川→岡山 2

(令和5年2月22日協定)

香川海区から岡山海区への入漁内訳								
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	4年度許可数	備考	
中 部 地 区	たいらぎ潜水器	35		12.1～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの	
	みるくい潜水器 なみがい	備讃瀬戸 たいらぎ ・みるく い潜水器 漁業同業 組合で決 定した統 数		12.1～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの	
	まきえ釣		5	与島 5	1.1～12.31	倉敷市児島地先海面	与島 1	許可を要す
			7	与島 7	1.1～12.31	玉野市地先海面 (ただし、旧東児島地先海面を除く)	与島 1	許可を要す
			1	与島 1	1.1～12.31	玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面	与島 0	許可を要す
	さわら流網		19	与島 1 宇多津 1 丸龜市 7 本島 5 多度津町 1 多度津町高見 4	5.1～6.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水島灘	与島 0 宇多津 0 丸龜市 1 本島 5 多度津町 1 多度津町高見 4 (計 11)	許可を要す
			4	多度津町高見 4	5.1～11.30	倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以南の海面で、手島甚平鼻から番所鼻見通し線以西北木島間の岡山県海面	多度津町高見 4	許可を要す
	まながつお流網		46	坂出市 4 与島 16 宇多津 19 丸龜市 4 多度津町高見 3	6.1～9.30	岡山県倉敷市下津井灯籠鼻から笠岡市島しよ部東部に至る県境付近海面	/	相互入会 操業条件はS55.4.1 岡山・香川連合委協定のとおり
	西 部 地 区	さわら流網	2	三豊市 2	5.1～7.31 9.1～11.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面	三豊市 0	許可を要す
				観音寺 6	5.1～7.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面	/	相互入会
点火ほこ突 (点火いさり)		4	本島 4	11.1～翌2月末	北木島、白石島、大飛島、小飛島各島周辺海面	本島 4	許可を要す	
小型機船底びき網		78	三豊市 5 観音寺 28	詫間 20 伊吹 25	手繰第2種 1.1～12.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面	/	相互入会

資源管理の状況等の報告（共同漁業権、定置漁業権）について

（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、海区漁業調整委員会に対し必要な事項を報告するものとされています。

今回、共同漁業権および定置漁業権について、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

漁業法 抜粋

（資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

◎資源管理の状況等の報告（漁業権の漁獲成績報告）一覧

区分	漁業の種類	件数	報告対象期間	提出期限		
区画	第1種区画漁業	のり養殖業	82	4/1～翌3/31	5月末	
		わかめ養殖業	24			
		こんぶ養殖業	8			
		あおのり養殖業	6			
		かき垂下式養殖業	17			
		かき・あさり垂下式養殖業	2			
		あかがい垂下式養殖業	8			
		あわび小割式養殖業	3			
		真珠養殖業	1			
		魚類小割式養殖業	75			
	第3種区画漁業	あかがい等養殖業	5			
共同	第1種共同漁業	あわび漁業、なまこ漁業ほか	135	1/1～12/31	2月末	
	第2種共同漁業	建網漁業	藻建網	65	1/1～12/31	2月末
			磯建網		3/1～11/30	2月末
		かに建網	58	1/1～12/31 ～翌1/31 ～翌2/末等		
	柵網漁業	雑魚柵網				
雑魚柵網以外						
第3種共同漁業	つきいそ、地びき網	7	1/1～12/31	2月末		
定置	定置漁業	あじ定置網漁業	4	6/1～12/31	2月末	

報告の様式例

1種共同漁業

共同漁業権における資源管理の状況等の報告

〇〇漁業協同組合

第1種共同漁業 第〇〇号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

1 資源管理の状況等					
漁業権行使規則の取組実績	行使人数、操業期間、操業時間等を規制している場合には、その遵守状況等				
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	体長制限の遵守 〇〇の種苗放流（5cmサイズ、〇〇千尾。〇月〇千尾） 藻場造成（〇〇を〇月に10基設置） 休漁（9/1～10/30） 有害生物の駆除（〇月に〇〇を〇千個駆除）等				
その他の取組	海上における密漁監視（〇回） 漁村文化の継承に関する体験学習（〇回延べ〇人）等				
2 漁場の活用の状況					
漁業の名称	組合員行使権者数	延べ操業日数	漁獲量	採捕方法	備考
わかめ漁業	〇〇人	〇×人	kg		
あわび漁業			kg		
さざえ漁業			kg		
うに漁業			kg		
なまこ漁業			kg		
3 漁場を活用していない理由					

資源管理の状況等の報告(共同漁業権、定置漁業権)取りまとめ

報告対象期間：R4.1.1～R4.12.31

区分	漁業の種類	免許件数	活用漁場 件数※	割合	資源管理の 取組状況	生産量 (kg)	
共同	第1種 共同漁業	135	124	92%	体長、殻長制限 種苗放流等	あおのり漁業	0
						てんぐさ漁業	90
						わかめ漁業	4,153
						もずく漁業	473
						あさり漁業	0
						あわび漁業	1,108
						いわがき漁業	2,688
						さざえ漁業	7,672
						はまぐり漁業	85
						ばかがい漁業	0
						まで漁業	0
						えむし漁業	150
						ごかい漁業	0
						うに漁業	160
	なまこ漁業	22,339					
	小計						38,918
	第2種 共同漁業	建網漁業	65	63	97%	体長制限の遵守 種苗放流等	98,968
		柵網漁業	58	47	81%		198,418
		小計					
第3種 共同漁業	地びき網	3	3	100%	体長制限の遵守 藻場の造成等	466	
	つきいそ	4	2	50%		1,250	
	小計						1,716
合計						338,486	
定置	定置漁業	あじ定置網漁業	4	4	100%	漁期の短縮	85,955

※未提出であった漁業権は除く

第二種共同漁業漁獲量内訳(建網) (kg)

マダイ	メバル・カサゴ	キジハタ	ヒラメ・カレイ類	タケノコメバル	その他	計
52,273	16,185	8,154	7,631	2,235	12,490	98,968

第二種共同漁業漁獲量内訳(桝網) (kg)

マイワシ	マアジ	サバ類	マダイ	スズキ	その他	計
390	14,655	7,316	62,235	21,017	92,805	198,418

第三種共同漁業漁獲量内訳(地びき網) (kg)

スズキ	アオリイカ	ハマチ	サワラ	クロダイ	その他	計
124	194	8	0	70	70	466

第三種共同漁業漁獲量内訳(つきいそ) (kg)

スズキ	マダイ	キジハタ	メバル	クロダイ	その他	計
6	896	141	48	77	82	1,250

定置漁業 (kg)

マアジ	イワシ類	サバ類	マダイ	サワラ	その他	計
15,550	16,147	9,881	3,862	6,737	33,779	85,955

参照条文

◎漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

（裁定による入漁権の設定、変更及び消滅）

第百条 入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないとして認め、その変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

- 2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による裁定の申請の相手方は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を提出することができる。
- 4 海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。
- 5 裁定は、その申請の範囲を超えることができない。
- 6 裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合はその内容及び設定の時期
 - 二 入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期
 - 三 入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる場合は消滅の時期
- 7 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を裁定の申請の相手方に通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。
- 8 前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより当事者間に協議が調つたものとみなす。